

変更後

2011年10月3日施行

ご加入お申込み手続き	第4条	1項	本サービス契約のご加入お申込みは、予め本規約にご承諾いただいたうえで、次の各号の定めに基づき、当社が指定するカスタマーセンターへの電話、iモードサイト、インターネットWebサイト、その他の方法に従い、ご加入者ご本人により、担当者との電話による応答、又はお申込み画面や書面等に記載のある登録必要事項を記載のうえ、お申込みいただく必要があります。
		(1)	当社の定めるQRコード又は「アシュリオン ケア」カスタマーセンターの指示に従った加入専用のiモードサイト又はインターネットWebサイトにて、指定する登録モバイル機器のシリアルコード、購入日、ご加入者の氏名、住所、連絡先、決済方法、その他当社の必要とする情報を入力し、申込内容を確認の上、本規約に承諾の上、お申込みを行うこと。
		(2)	2台目以降登録モバイル機器の追加登録（新規本サービス契約の締結）又は、ご利用料金等のお支払い方法を「ドコモケータイ払い」からクレジットカード払いに変更する際に利用するため、予めご加入者が任意の第三者から推定されにくいアルファベット及び数字の等組み合わせにより定める、他に利用者の無いID及びパスワードを入力すること。
		(3)	前各号の定めに従って申込まれた内容をもとに、本条第4項の定めに基づきIDが発行され、対応するパスワードが登録されるものとします。
		(4)	前各号の定めに基づき、電話によるご加入お申し込みの場合、弊社により、指定する登録モバイル機器のシリアルコード、購入日、ご加入者の氏名、住所、連絡先、その他当社の必要とする情報の登録を行うものとします。この場合、ご加入者のID及び初期パスワードの発甲を弊社にて行うことができるものとします。
		2項	本サービス契約は、1台の登録モバイル機器に対して1件のご加入お申込みとしてのみ可能です。
		3項	当社は、前項のご加入お申込みを受けた場合、本規約に従い、すみやかにお申込み内容を審査し、適正と判断された場合、本サービス契約のご加入お申込みを承諾いたします。
		4項	前項の定めにより、ご加入お申込みが承諾された場合、当社は、本サービス契約の締結日、登録モバイル機器、本サービス対象期間等、本サービス契約の締結内容をご加入者の登録されたメールアドレスにメールにて通知するか、又は郵送にて通知いたします。当該受信されたメール又は通知された文書を、大切に保管するか控えていただく必要があります。

変更前

2011年7月1日施行

ご加入お申込み手続き	第4条	1項	本サービス契約のご加入お申込みは、予め本規約にご承諾いただいたうえで、次の各号の定めに基づき、当社が指定するiモードサイト、インターネットWebサイト、その他の方法に従い、ご加入者ご本人により、お申込み画面や書面等に記載のある登録必要事項を記載のうえ、お申込みいただく必要があります。
		(1)	当社の定めるQRコード又は「アシュリオン ケア」カスタマーセンターの指示に従った加入専用のiモードサイト又はインターネットWebサイトにて、指定する登録モバイル機器のシリアルコード、購入日、ご加入者の氏名、住所、連絡先、決済方法、その他当社の必要とする情報を入力し、申込内容を確認の上、本規約に承諾の上、お申込みを行うこと。
		(2)	2台目以降登録モバイル機器の追加登録（新規本サービス契約の締結）又は、ご利用料金等のお支払い方法を「ドコモケータイ払い」からクレジットカード払いに変更する際に利用するため、予めご加入者が任意の第三者から推定されにくいアルファベット及び数字の等組み合わせにより定める、他に利用者の無いID及びパスワードを入力すること。
		(3)	前各号の定めに従って申込まれた内容をもとに、本条第4項の定めに基づきIDが発行され、対応するパスワードが登録されるものとします。
		2項	本サービス契約は、1台の登録モバイル機器に対して1件のご加入お申込みとしてのみ可能です。
		3項	当社は、前項のご加入お申込みを受けた場合、本規約に従い、すみやかにお申込み内容を審査し、適正と判断された場合、本サービス契約のご加入お申込みを承諾いたします。
		4項	前項の定めにより、ご加入お申込みが承諾された場合、当社は、本サービス契約の締結日、登録モバイル機器、本サービス対象期間等、本サービス契約の締結内容をご加入者の登録されたメールアドレスにメールにて通知いたします。当該受信されたメールを、大切に保管するか控えていただく必要があります。